

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
翌日休む)  
(当日の翌日)

## ◇告 示 目 次

保安林の指定施業要件の指定  
飼料の分析検査の概要

### 鳥取県告示第九十八号

森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七  
条第一項の規定により、保安林に係る指定施業要件を次のように定める。

昭和四十二年三月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

#### 一 保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字長谷

(一)保安林として指定された目的

干害の防備

(二)指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

(2) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、鳥取地域森林計

画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとす

る。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

#### 二 保安林の所在場所

気高郡鹿野町大字未用

(一)保安林として指定された目的

干害の防備

(二)指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

(2) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、鳥取地域森林計

画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとす

る。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

#### 三 保安林の所在場所

気高郡鹿野町大字水谷

(一)保安林として指定された目的

干害の防備

(二)指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

(2) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、鳥取地域森林計

画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四 (一)保安林の所在場所

鳥取市高路

(二)保安林として指定された目的

干害の防備

(三)指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

五 (一)保安林の所在場所

岩美郡岩美町

(二)保安林として指定された目的

飛砂の防備

(三)指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

六 (一)保安林の所在場所

岩美郡福部村

(二)保安林として指定された目的

飛砂の防備

(三)指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

七 (一)保安林の所在場所

気高郡気高町

(二)保安林として指定された目的

飛砂の防備

(三)指定施業要件

1 立木の伐採の方法

八

(一)保安林の所在場所  
気高郡青谷町

(二)保安林として指定された目的  
飛砂の防備

(三)指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計  
画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一)保安林の所在場所  
鳥取市

(二)保安林として指定された目的  
飛砂の防備

(三)指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計  
画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一)保安林の所在場所  
岩美郡岩美町

(二)保安林として指定された目的  
風害の防備

(三)指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計  
画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一)保安林の所在場所  
気高郡気高町

(二)保安林として指定された目的  
風害の防備

(三)指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

十二(一)保安林の所在場所

気高郡青谷町

(二)保安林として指定された目的

風害の防備

(三)指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

十三(一)保安林の所在場所

鳥取市

(二)保安林として指定された目的

風害の防備

(三)指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

十四(一)保安林の所在場所

気高郡気高町

(二)保安林として指定された目的

潮害の防備

(三)指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

十五(一)保安林の所在場所

鳥取市

(二)保安林として指定された目的

潮害の防備

(三)指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計

画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

十六(一)保安林の所在場所

岩美郡岩美町

(二)保安林として指定された目的

魚つき

(三)指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計

画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

十七(一)保安林の所在場所

岩美郡福部村

(二)保安林として指定された目的

魚つき

(三)指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計

画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

十八(一)保安林の所在場所

気高郡気高町

(二)保安林として指定された目的

魚つき

(三)指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計

画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

十九(一)保安林の所在場所

気高郡青谷町

(二)保安林として指定された目的

魚つき

(三)指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
- (3) 間伐は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 二十(一)保安林の所在場所  
鳥取市
- (二)保安林として指定された目的  
魚つき
- (三)指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
- (3) 間伐は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 二十一(一)保安林の所在場所  
岩美郡国府町
- (二)保安林として指定された目的  
なだれの危険の防止
- (三)指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、禁止する。
- (2) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 二十二(一)保安林の所在場所  
岩美郡福部村
- (二)保安林として指定された目的  
なだれの危険の防止
- (三)指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、禁止する。
- (2) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 二十三(一)保安林の所在場所  
八頭郡河原町
- (二)保安林として指定された目的  
なだれの危険の防止
- (三)指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、禁止する。
- (2) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

る。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二十四(一)保安林の所在場所

八頭郡那家町

(一)保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

(二)指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、禁止する。

(2) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二十五(一)保安林の所在場所

岩美郡国府町

(一)保安林として指定された目的

落石の危険の防止

(二)指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 伐採を禁止する。

(2) その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二十六(一)保安林の所在場所

気高郡青谷町

(一)保安林として指定された目的

落石の危険の防止

(二)指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 伐採を禁止する。

(2) その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二十七(一)保安林の所在場所

岩美郡国府町

(一)保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

(二)指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 伐採を禁止する。

(2) その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二十八(一)保安林の所在場所

鳥取市

(一)保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

## (三)指定施業要件

## 1 立木の伐採の方法

(1) 伐採を禁止する。

(2) その他特別の場合の伐採に係るものは、次のおりとする。

## 2 立木の伐採の限度

次のおりとする。

(「次のおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び関係市町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 鳥取県告示第九十九号

飼料の品質改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第一項の規定に基づき昭和四十一年十二月に収去した飼料の分析検査の概要を、同法同条第四項の規定により次のおり告示する。

昭和四十二年三月二十三日

鳥取県知事

石

破

二

朗

## 登録飼料

製造事業場の所在地及び名称 飼料の名称	登録 番号	検査結果				収去年月日 その他 特記すべき事項
		成分検査				
		粗たん 白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	
大阪市港区南福崎町3丁目 林兼産業株式会社大阪工場						昭和41.12.12 鳥取県西伯郡淀江町中間 18の2 山陰食鶏KK飼料倉庫
まるは印完全配合飼料 若肉鶏肥育用	5086	17.0 17.0	3.0 6.4	6.0 3.6	9.0 6.7	
下関市東大和町大浜 林兼産業株式会社下関飼料工場						
まるは印完全配合飼料 幼雛用チキンスタート	5301	20.0 23.1	4.0 5.3	6.0 2.8	8.0 6.9	
まるは印完全配合飼料 若肉鶏肥育用チキンレット	3318	18.0 18.5	3.0 3.3	6.5 2.6	9.0 7.2	
まるは印完全配合飼料 幼雛用S	4143	20.0 20.5	3.0 4.0	6.0 2.1	9.0 6.5	
境港市外江町3743番地の1 山陰くみあい飼料株式会社						昭和41.12.15 境港市外江町3743-1 山陰くみあい飼料株式会社
くみあい標準配合飼料 成鶏用17号	5159	17.0 17.0	2.5 2.8	7.0 3.0	11.0 9.7	
くみあい標準配合飼料 成鶏用17S号マッシュ	5158	17.0 17.0	3.5 3.8	7.0 2.6	11.0 10.2	
くみあい標準配合飼料 大雛用1号	3943	14.0 14.0	3.0 3.4	7.0 2.7	9.0 6.2	
くみあい標準配合飼料 中雛用1号	3888	17.0 17.9	3.0 3.5	5.0 3.9	8.0 5.8	
くみあい標準配合飼料 若肉鶏プロイラー後期	4446	19.0 19.0	4.0 4.9	5.0 2.8	8.0 6.5	
くみあい標準配合飼料 成鶏用17号マッシュ	5157	17.0 17.1	2.5 2.7	7.0 2.8	11.0 10.7	
くみあい配合飼料 成鶏用16特号マッシュ	5160	16.0 16.0	2.5 3.4	7.0 3.4	11.0 9.2	
くみあい標準配合飼料 乳牛用1号	3951	18.0 18.7	2.0 4.0	10.0 6.0	10.0 8.5	

〔備考〕 検査結果の成分検査欄中上段は保証分量で、「粗たん白質」の欄及び「粗脂肪」の欄は「以上」を示し、「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。

収去年月日その他特記すべき事項の欄中場所の表示のあるものは当該場所において当該飼料を収去したことを示す。

## 非登録飼料

製造事業場の所在地及び名称 飼料の名称	表示 区分	検査結果				収去年月日 その他 特記すべき事項
		成分検査				
		粗たん 白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	
山陽製粉株式会社姫路工場 専管ふすま		15.9			2.8	昭和41.12.8 米子市加茂町2丁目40番地 鳥取県酪農業協同組合 連合会倉庫
三宅製粉株式会社 特選麩		16.2			5.1	
松江市宮内製粉所 精選麩		15.2			5.6	
神戸市葺合区小野浜1番地の1 地先 日清製粉株式会社神戸飼料工場 乳牛用完全配合飼料大山号	表	19.0			10.0 8.5	
大津市藤屋町上横木 ダイキヨー食品工業株式会社 仕上糠		13.6			3.2	
東京都中央区日本橋小網町1丁目2番地4 日清製粉株式会社 濃厚混合麩	表	12.0			10.0 7.3	
神戸市葺合区小野浜町1番地の1 地先 神戸みなと飼料株式会社 二種混合(みなと)中		10.2			2.6	昭和41.12.8 米子市西町21 鳥取県西部米穀卸協同組合倉庫
二種混合(みなと)大		9.7			2.4	
尼崎市金楽寺3の66 三協肥糧株式会社 N.F.A魚粉混合 リツチプロテン 45%		45.0 46.6			27.9	
姫路市飾磨区細江字浜万才 アミノ飼料工業株式会社姫路工場 味えさ完全配合飼料 若肉鶏プロイラー用	表	16.5 16.8	3.0 3.4	4.5 2.7	7.0 6.1	
全酪連 三輪製粉株式会社 飼料用外国産大麦 挽碎		11.5			2.1	昭和41.12.12 鳥取県東伯郡東伯町保 大山乳業農業協同組合倉庫
東京都中央区日本橋小網町1丁目2番地4 日清製粉株式会社 大山徳号	表	16.4			10.0 5.6	
橿原市雲梯町549 三和澱粉工業KK グルテンフィード		21.4			10.0	
日本製粉株式会社 精良本 日 本		11.8			10.0 7.4	

日華油脂株式会社						
万 歳		44.3				5.6
神戸市長田区駒ヶ林南町1番地 日本配合飼料株式会社神戸工場		-				
乳牛用伯耆大山号	表	17.5				10.0 8.2
日清製粉株式会社坂出工場						
増産ふすま		13.1				3.0
境港市外江町3743番地の1 山陰くみあい飼料株式会社						昭和41.12.15
くみあい配合飼料 マル大プロイラー	表	18.0 18.5	3.0 3.3	6.5 3.2	8.0 6.3	境港市外江町3743-1 山陰くみあい飼料株式会 社
くみあい混合飼料 6号(細粉)		10.7				2.6
くみあい配合飼料 乳牛用山陰特号	表	15.0 15.4	2.0 4.9	11.0 6.7	10.0 8.5	
くみあい配合飼料 肉牛用3号	表	12.0 12.3	2.0 4.6	8.0 3.2	8.0 5.7	
くみあい配合飼料 豚肥育用基礎	表	18.0 19.1	2.0 2.3	8.0 6.3	9.0 8.8	
くみあい配合飼料 種豚用	表	14.0 14.1	2.0 3.7	9.0 6.8	9.0 7.1	
くみあい配合飼料 肉豚用後期	表	12.5 12.6	2.0 3.7	8.0 5.2	8.0 5.0	

(備考) 表示区分の欄中、「表」とあるのは法第15の2の規定により成分表示票を附した飼料を「票」とあるのは任意に成分票を附した飼料を、空白はそれら以外の飼料を示す。

検査結果の成分検査の欄中、上段は表示分量を示し「粗たん白質」の欄及び「粗脂肪」の欄は「以上」を示し「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。

収去年月日その他特記すべき事項の欄中場所の表示のあるものは当該場所において当該飼料を収去したことを示す。